



社員から「配偶者が妊娠した」と報告されたが、事業主として何をすべきですか？



男女ともに仕事と育児が両立できるよう事業主は**雇用環境の整備**や**制度の個別周知等を実施**しなければなりません。

(2022.4.1 施行、ただし産後パパ育休については 2022.10.1 ~)

◎ 育児休業を取得しやすい**雇用環境の整備**

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 相談体制の整備等（**相談窓口の設置**）
- ③ 育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 制度と育児休業取得促進に関する**方針の周知**



POINT 取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

◎ 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に**個別の周知・意向確認**を行う

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④育児休業・産後パパ育休期間に負担すべき社会保険料の取り扱い	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 個別に行うこと！ </div>
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ	